



熊本県公報

第 1 2 2 3 0 号

平成 25 年 7 月 12 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 1
- 三角港港湾施設の概要…………… (港湾課) 2
- 指定居宅介護支援事業者の指定…………… (高齢者支援課) 3
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住
帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの
とされた生活保護法の規定による医療機関の指定…………… (社会福祉課) 4
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住
帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの
とされた生活保護法の規定による医療機関の廃止…………… (") 4
- 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定
…………… (障がい者支援課) 4
- 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の更新
…………… (") 5
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 5
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 5
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (") 5
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 5
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 6
- 保安林の指定に関する予定…………… (") 6
- 生活保護法の規定による指定介護機関の指定…………… (社会福祉課) 6
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住
帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの
とされた生活保護法の規定による指定介護機関の指定…………… (") 6
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 9
- 道路の供用開始…………… (") 9
- 道路の供用開始…………… (") 10
- 道路の区域変更…………… (") 10
- 道路の区域変更…………… (") 10
- 道路の区域変更…………… (") 11
- 道路の区域変更…………… (") 11
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 11
- 熊本県市町村職員共済組合の平成 2 4 年度決算
…………… (熊本県市町村職員共済組合) 12
- 荒瀬ダム洪水吐きゲート等鋼材の売却入札…………… (企業局総務経営課) 13
- 熊本県文化財保護審議会の開催…………… (文化課) 14
- 平成 2 5 年 5 月 3 1 日熊本県告示第 5 8 0 号(熊本県有明海
区における漁場計画(免許の内容等)中…………… (水産振興課) 15
- 平成 2 5 年 5 月 3 1 日熊本県告示第 5 8 1 号(天草不知火海
区における漁場計画(免許の内容等)中…………… (") 15

告 示

熊本県告示第 6 7 6 号
 森林法(昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号)第 2 9 条の規定により次の森林を保安林予定森林
 にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 3 0 条の規定により告示する。
 平成 2 5 年 7 月 1 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市(国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第677号

港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定により熊本県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示し、平成25年7月1日から当該港湾施設の供用を開始する。

平成25年7月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 港湾名 三角港

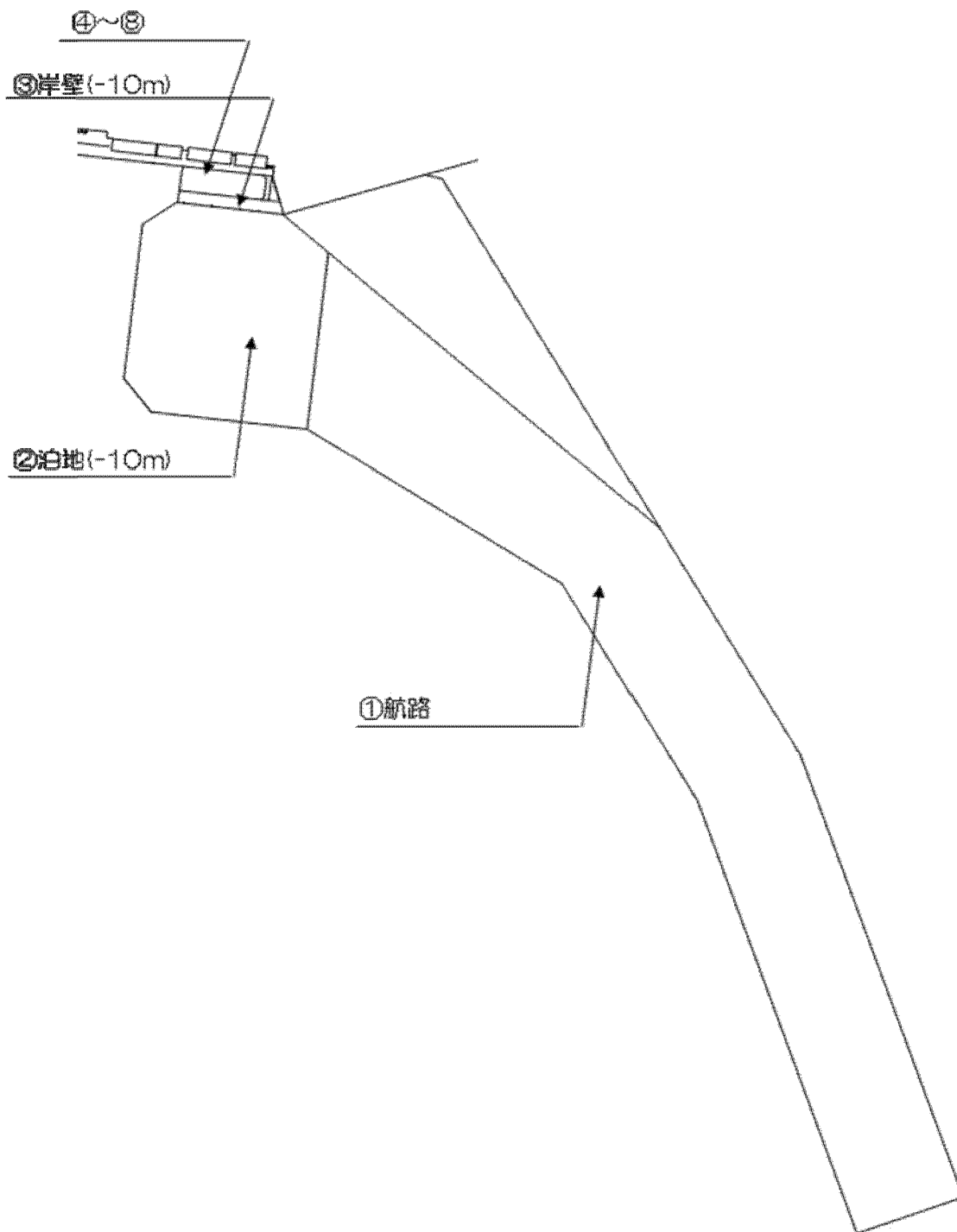
2 所 在 宇城市三角町1160-10番地先

3 概 要

番号	種 類	数 量 及 び 能 力 (構 造)
①	航路	延長1,810メートル、水深-10メートル
②	泊地	面積100,500平方メートル、水深-10メートル
③	岸壁	延長170メートル、水深-10メートル
④	護岸	延長40.7メートル
⑤	道路	延長40.7メートル、アスファルト舗装
⑥	野積場	面積5,502平方メートル、車道幅員3.25メートル×2車線
⑦	給水施設	4箇所
⑧	管理施設	面積1.96平方メートル×2棟

4 位置図

位置図



熊本県告示第 6 7 8 号
 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 8 5 条の規定により公示する。
 平成 2 5 年 7 月 1 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
益城病院 居宅介護支援センター 上益城郡益城町大字惣領 1 5 3 0	社会医療法人ましき会	平成 2 5 年 7 月 1 6 日

番地		
----	--	--

熊本県告示第 6 7 9 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 4 9 条の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 5 年 7 月 1 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
井上医院	八代市東陽町南 1 1 2 7 - 1	平成 2 5 年 4 月 1 日
かたやま内科・漢方クリニック	合志市御代志 2 0 3 7 - 3	平成 2 5 年 5 月 1 日
光の森メンタルクリニック	菊池郡菊陽町光の森 7 丁目 4 1 - 4	平成 2 5 年 5 月 1 日

(歯科)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
新谷歯科医院	菊池市隈府 4 3 4	平成 2 5 年 5 月 1 日
虹の里クリニック	阿蘇郡西原村大字布田字乾原 1 0 8 8 番地 5	平成 2 5 年 5 月 1 7 日

(調剤)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
すこやか堂薬局 みよし店	合志市御代志 2 0 3 7 - 5	平成 2 5 年 5 月 1 日
きよらのさと薬局	阿蘇郡南小国町大字赤馬場 1 9 6 3 - 5	平成 2 5 年 6 月 1 日

熊本県告示第 6 8 0 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 0 条の 2 の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 5 年 7 月 1 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
安田医院	八代市東陽町南 1 1 1 5 - 1	平成 2 5 年 3 月 3 1 日
光の森メンタルクリニック	菊池郡菊陽町光の森 7 丁目 4 1 番地 4	平成 2 5 年 4 月 3 0 日

(歯科)

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
吉田歯科医院	荒尾市大正町 1 - 5 - 1 4	平成 2 5 年 4 月 3 日

熊本県告示第 6 8 1 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 2 項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第 6 9 条の規定により告示する。

平成 2 5 年 7 月 1 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(精神通院医療)

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定年月日

新生堂薬局玉名店 玉名市玉名2170番地1	平成25年7月1日
有限会社調剤薬局ケンコー堂玉名店 玉名市中字平畑1836番6号1F	平成25年7月1日

熊本県告示第682号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり更新した。

平成25年7月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定更新年月日
医療法人山田クリニック 荒尾市東屋形二丁目14番地9	平成25年7月1日
株式会社一円相龍ヶ岳調剤薬局 上天草市龍ヶ岳町高戸1237番地17	平成25年7月1日

熊本県告示第683号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成25年7月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター いまる 荒尾市荒尾849番地	合同会社武徳	平成25年7月3日

熊本県告示第684号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成25年7月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター いまる 荒尾市荒尾849番地	合同会社武徳	平成25年7月3日

熊本県告示第685号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成25年7月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護ステーション 結 荒尾市荒尾849番地	合同会社武徳	平成25年7月3日

熊本県告示第686号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成25年7月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護ステーション 結	合同会社武徳	平成25年7月3日

荒尾市荒尾849番地

熊本県告示第687号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成25年7月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡球磨村大字大瀬字林ノ元1955番4、1955番6、1955番7
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県南広域本部球磨地域振興局並びに球磨村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第688号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成25年7月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡多良木町大字槻木字土手畑524番5
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県南広域本部球磨地域振興局並びに多良木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第689号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2の規定により告示する。
平成25年7月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問リハビリテーション)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
八祥苑訪問リハビリステーション 八代郡氷川町早尾1097番地	社会福祉法人代医会 八代郡氷川町早尾1097番地	平成25年5月1日

(介護予防訪問リハビリテーション)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
八祥苑訪問リハビリステーション 八代郡氷川町早尾1097番地	社会福祉法人代医会 八代郡氷川町早尾1097番地	平成25年5月1日

熊本県告示第690号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてそ

の例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成25年7月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
天草市社協ヘルパーセンター倉岳 天草市倉岳町棚底1997番地1	社会福祉法人天草市社会福祉協議会 天草市五和町御領2943番地	平成25年5月1日
訪問介護事業所にここ 八代市豊原下町4177番地1	株式会社ライフサポート 八代市豊原下町4177番地1	平成25年5月16日
あすばる ケアサポート 合志市豊岡2054番地45	キクチ産業株式会社 合志市豊岡2054番地45	平成25年5月15日
ヘルパーステーション ファミリア 菊池郡菊陽町光の森4丁目12番地3	株式会社HLC 合志市豊岡2527番地425	平成25年5月2日

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
みやの森えがお 玉名市玉名264番地2	有限会社玉杵名夢工房 玉名市玉名253番地1	平成25年5月1日
茶話本舗デイサービス八代亭 八代市麦島西町14-6	株式会社彩・ケア・コーポレーション 八代市麦島西町14-6	平成25年5月1日
デイサービスにここ 八代市豊原下町4177番地1	株式会社ライフサポート 八代市豊原下町4177番地1	平成25年5月16日
デイサービス サン・フレンズ 光の森 菊池郡菊陽町光の森4丁目12番地3	株式会社HLC 合志市豊岡2527番地425	平成25年5月2日
指定通所介護サービス事業所いちばんち 宇土市新町一丁目1番地	有限会社ハートフルハウス 宇土市栗崎町736番地	平成25年4月15日
デイサービス ほほえみのもり 菊池郡菊陽町津久礼1982番10号	株式会社ほほえみのもり 菊池郡菊陽町新山3丁目10番5号	平成25年6月3日

(通所リハビリテーション)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ともち未来病院通所リハビリテーション 下益城郡美里町洞岳1308番地	社会医療法人黎明会 宇城市松橋町久具691番地	平成25年4月1日

(福祉用具貸与)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
NPO法人 サークルフェスタ 八代市新町6番18号	特定非営利活動法人サークルフェスタ 八代市新町6番18号	平成25年5月7日

(小規模多機能型居宅介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
多良木小規模多機能型居宅介護事業所優光 球磨郡多良木町大字多良木1735番地	株式会社優光 球磨郡多良木町大字多良木1735番地	平成25年5月1日

(認知症対応型共同生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
グループホーム かとれあ会 合志市栄2325番地1	株式会社WGS 合志市栄2325番地1	平成25年5月13日

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
天草市社協ヘルパーセンター倉岳 天草市倉岳町棚底1997番地1	社会福祉法人天草市社会福祉協議会 天草市五和町御領2943番地	平成25年5月1日
訪問介護事業所にこここ 八代市豊原下町4177番地1	株式会社ライフサポート 八代市豊原下町4177番地1	平成25年5月16日
あすばる ケアサポート 合志市豊岡2054番地45	キクチ産業株式会社 合志市豊岡2054番地45	平成25年5月15日
ヘルパーステーション ファミリア 菊池郡菊陽町光の森4丁目12番地3	株式会社HLC 合志市豊岡2527番地425	平成25年5月2日

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
みやの森えがお 玉名市玉名264番地2	有限会社玉杵名夢工房 玉名市玉名253番地1	平成25年5月1日
デイサービスにこここ 八代市豊原下町4177番地1	株式会社ライフサポート 八代市豊原下町4177番地1	平成25年5月16日
デイサービス サン・フレンズ 光の森 菊池郡菊陽町光の森4丁目12番地3	株式会社HLC 合志市豊岡2527番地425	平成25年5月2日
指定通所介護サービス事業所いちばんち 宇土市新町一丁目1番地	有限会社ハートフルハウス 宇土市栗崎町736番地	平成25年4月15日
デイサービス ほほえみのもり 菊池郡菊陽町津久礼1982番10号	株式会社ほほえみのもり 菊池郡菊陽町新山3丁目10番5号	平成25年6月3日

(介護予防通所リハビリテーション)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ともち未来病院通所リハビリテーション 下益城郡美里町洞岳1308番地	社会医療法人黎明会 宇城市松橋町久具691番地	平成25年4月1日

(介護予防福祉用具貸与)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
NPO法人 サークルフェスタ 八代市新町6番18号	特定非営利活動法人サークルフェスタ 八代市新町6番18号	平成25年5月7日

(介護予防小規模多機能型居宅介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
多良木小規模多機能型居宅介護事業所優光 球磨郡多良木町大字多良木1735番地	株式会社優光 球磨郡多良木町大字多良木1735番地	平成25年5月1日

(介護予防認知症対応型共同生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
-------------	-------------	-------

グループホーム かとれあ会 合志市栄2325番地1	株式会社WGS 合志市栄2325番地1	平成25年5月13日
------------------------------	------------------------	------------

(特定福祉用具販売)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
NPO法人 サークルフェスタ 八代市新町6番18号	特定非営利活動法人サークルフェスタ 八代市新町6番18号	平成25年5月7日

(特定介護予防福祉用具販売)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
NPO法人 サークルフェスタ 八代市新町6番18号	特定非営利活動法人サークルフェスタ 八代市新町6番18号	平成25年5月7日

(居宅介護支援事業者)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ふるさと陽向 きくち事業所 菊池市野間口380番地	アニス株式会社 八代市古城町2914番地の1	平成25年5月24日
ツクイ合志 合志市幾久富1904番地4	株式会社ツクイ 神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号	平成25年6月1日
ともち未来病院居宅介護支援センター 下益城郡美里町洞岳1308番地	社会医療法人黎明会 宇城市松橋町久具691番地	平成25年4月1日
ケアプランセンターきずな 八代郡氷川町高塚917番地	特定非営利活動法人ケアプランセンターきずな 八代郡氷川町高塚917番地	平成25年5月24日

(居宅療養管理指導)

事業所の名称及び所在地	指定年月日
よつば調剤薬局菊池店 菊池市藤田字前田41番地1	平成25年5月9日

(介護予防居宅療養管理指導)

事業所の名称及び所在地	指定年月日
よつば調剤薬局菊池店 菊池市藤田字前田41番地1	平成25年5月9日

熊本県告示第691号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成25年7月12日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年7月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	柿原入佐線	上益城郡山都町下名連石字所野尾 826番1地先から 同所 845番2地先まで	120.0	一括道路

2 供用を開始する期日 平成25年7月12日

熊本県告示第692号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の

供用を開始する。

その関係図面は、平成25年7月12日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年7月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	中河間多良木線	球磨郡多良木町大字久米字石原 2913番地先から 球磨郡多良木町大字久米字伏間田 2874番1地先まで	296.6	一括道路
		球磨郡多良木町大字槻木字赤松 232番16地先から 球磨郡多良木町大字槻木字赤松 232番2地先まで	90.87	単道改

2 供用を開始する期日 平成25年7月12日

熊本県告示第693号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成25年7月12日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年7月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	球磨田浦線	葦北郡芦北町大字吉尾字除下 841番地先から 葦北郡芦北町大字吉尾字尾寄 854番地先まで	120.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成25年7月12日

熊本県告示第694号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成25年7月12日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年7月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	水俣田浦線	葦北郡芦北町大字鶴木山字小浦 1番3地先から 同所 3番13地先まで	前	11.4 ～ 16.6	105.0	広域農道取り付け
			後	14.0 ～ 32.4		

2 区域を変更する期日 平成25年7月12日

熊本県告示第695号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成25年7月12日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保

全課において一般の縦覧に供する。
平成25年7月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	219号	球磨郡球磨村大字神瀬乙字椎久平 716番68地先から 球磨郡球磨村大字神瀬乙字大砂 624番17地先まで	前	10.6 ～ 39.2	682.5	災害防除
			後	10.6 ～ 39.2		

2 区域を変更する期日 平成25年7月12日

熊本県告示第696号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成25年7月12日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年7月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	深川津奈木線	葦北郡津奈木町大字岩城字松岡 1495番1地先から 葦北郡津奈木町大字岩城字上原 1613番1地先まで	前	3.7 ～ 13.0	375.0	一括交安
			後	9.0 ～ 29.2		

2 区域を変更する期日 平成25年7月12日

熊本県告示第697号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成25年7月12日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年7月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	本渡牛深線	天草市久玉町本郷下神手 4007番1地先から 天草市久玉町本郷中浦 3966番2地先まで	前	5.4 ～ 6.7	24.8	一括交安
			後	6.3 ～ 10.4		

2 区域を変更する期日 平成25年7月12日

公 告

熊本県公告第395号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成25年7月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字輪淵2034番1、同2034番2及び同2034番9
1,605.63平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
合志市御代志854番地
野沢工芸建築株式会社

登載依頼

熊本市町村職員共済組合公告

熊本市町村職員共済組合定款第5条の規定に基づき、平成24年度決算の要旨を公告する。
平成25年7月12日

熊本市町村職員共済組合
理事長 前 畑 淳 治

損益計算書の要旨

(単位:千円)

	経理区分	短期	長期	預託金管理	業務	保健	貸付	物資
収	負担金		18,670,546		207,988	196,924		
	短期負担金	6,529,356						
	介護負担金	573,546						
	掛金		10,120,407			190,503		
	短期掛金	6,016,059						
	介護掛金	573,463						
	短期任意継続掛金	224,350						
	介護任意継続掛金	28,858						
	組合員貸付金利息						186,350	
	受託商品手数料							45,911
	連合会からの交付金	1,102,413			85,557		21,831	
	利息及び配当金			155,128	79	86	454	14,118
	短期利息及び短期配当金	359						
	介護利息	12						
	その他収入	26,618			217	101	887	19,610
他経理から繰入				38,234				
前年度繰越支払準備金	1,067,323							
前期損益修正益	483					608		
計	16,142,841	28,790,953	155,128	332,075	388,221	209,522	79,639	
支	給付金	6,794,174						
	役職員給与				156,105	21,536	15,633	22,874
	厚生費				160	311,831	10	10
	特定健康診査等費					14,587		
	旅費・事務費				16,319	3,501	4,121	3,709
	委託費				7,341	4,739	315	158
	貸借料				14,109	3,836	3,478	4,720
	普及費				3,644	135	1,304	343
	負担金				25,112	3,875	2,771	3,857
	負担金払込金		18,670,546					
	掛金払込金		10,120,407					
	貸倒引当金繰入							10,611
	支払利息			155,128			138,379	10,150
	老人保健拠出金	449						
	退職者給付拠出金	555,790						
	前期高齢者納付金	3,243,772						
	後期高齢者支援金	2,290,972						
	介護納付金	1,193,620						
	連合会分担金					5,694		
	事務費負担金払込金				92,439			
連合会払込金	167,106					9,476		
連合会拠出金	522,578							
貸付債権保全金						20,950		
他経理へ繰入	38,234							
その他支出	10,005			2,895	107	769	7,955	
次年度繰越支払準備金	1,051,391							
前期損益修正損	269					5		
計	15,868,361	28,790,953	155,128	318,124	369,846	197,205	64,387	
差引当期利益金又は当期損失金(△)				13,951	18,375	12,317	15,252	
差引当期経期利益金又は当期経期損失金(△)	292,581							
差引当期介護利益金又は当期介護損失金(△)	△18,101							

貸借対照表の要旨

資産	流動資産	2,231,657	701	164,812	563,763	429,035	425,953	603,942
	固定資産			6,352,018	7,445		6,422,414	
	資産合計	2,231,657	701	6,516,830	571,208	429,035	6,848,368	603,942
負債	流動負債	644,709	701		1,455	30,538		78,712
	固定負債	1,051,391		6,516,830	192,105	44,570	5,661,616	432,580
	負債合計	1,696,099	701	6,516,830	193,560	75,108	5,661,616	511,291
純資産	利益剰余金(欠損金)	535,558			377,648	353,927	1,186,752	92,650
	純資産合計	535,558			377,648	353,927	1,186,752	92,650
	負債・純資産合計	2,231,657	701	6,516,830	571,208	429,035	6,848,368	603,942

(注)それぞれの項目は、単位未満について四捨五入しているため、必ずしも合計と一致しない。

熊本県企業局公告第 4 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 25 年 7 月 1 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

(1) 売却物品

物品名称 荒瀬ダム洪水吐ゲート等の鋼材

保管場所 八代市坂本町荒瀬地内(荒瀬ダム)及び八代市坂本町葉木地内(旧藤本発電所)

数 量 鋼材 270 t

(2) 入札の方法

ア 落札者決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札案内書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和 39 年熊本県告示第 420 号)の規定を準用する。

ウ 入札書は、入札案内書に示す様式により作成すること。

2 入札参加申込み

入札の参加希望者は、入札案内書に示す入札参加申込書により 4 に記載の場所へ申込みをすること。

入札参加申込期限までに入札参加申込みがなかった場合は、入札を行わない。

3 入札に参加できる者

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 2 に記載の入札参加申込みを行った者であること。

4 契約条項を示す場所

熊本県企業局 総務経営課 管財班(県庁行政棟新館 8 階)

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号

電話 096-333-2593

5 入札手続き等

(1) 入札に関する事務を担当する部局の名称

4 に記載のとおり

(2) 入札案内書の交付期間及び場所

ア

交付期間

平成 25 年 7 月 1 2 日(金)から平成 25 年 7 月 2 3 日(火)までの日(県の休日を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

イ

交付場所

4 に記載のとおり

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア

日時

平成 25 年 7 月 2 5 日(木)午後 1 時 30 分から

イ

場所

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号

熊本県庁本館地下 1 階 入札室

(4) 入札書の提出方法

5 の(3)記載の入札場所に持参するものとする。

6 その他

(1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を納付しなければならない。

- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者の行った入札
イ 委任状を提出しない代理人が行った入札
ウ 所定の入札保証金を納付しない者が行った入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理を行った者の入札
ケ 二以上の意思表示を行った入札
コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札方法等入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格以上の価格で最高の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (5) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。
- (6) 契約締結期限及び場所
ア 期限
平成25年8月2日（金）午後5時まで
イ 場所
4に記載のとおり
- (7) 代金の納入
契約書により指定する。
- (8) 物品の引き渡し場所
ア 場所
八代市坂本町荒瀬地内（荒瀬ダム）及び八代市坂本町葉木地内（旧藤本発電所）
- (9) 現場説明
ア 日時
平成25年7月18日（木）午後1時30分から2時30分まで
イ 場所
八代市坂本町荒瀬地内（荒瀬ダム）及び旧藤本発電所
- (10) 入札結果の公表
入札の結果については、入札者の商号又は名称（氏名）及び住所、入札金額、落札者の商号又は名称（氏名）及び住所、落札金額、予定価格を公表する。
- (11) その他詳細は、入札案内書による。

熊本県文化財保護審議会公告第1号

熊本県文化財保護審議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりである。

平成25年7月12日

熊本県文化財保護審議会議長職務代理人 渡邊 一徳

- 1 開催日時
平成25年7月19日（金曜日）
午後2時30分から
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1
県庁行政棟本館5階 審議会室
- 3 議題
(1) 文化財の県指定等について
(2) その他
- 4 傍聴者の定員
5人
- 5 傍聴手続
会議開催15分前に会議会場で先着順に受付を行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1
熊本県教育庁教育総務局文化課総務・文化係
(電話096-333-2705)

正 誤

平成25年5月31日熊本県告示第580号（熊本県有明海区における漁場計画（免許の内容等））中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
別冊 9	63	サ、シ、ス、セ及びサ	サ、シ、ス、セ、ソ及びサ
別冊 34	38	エから	基点1から
別冊 34	59	ウから	基点1から

平成25年5月31日熊本県告示第581号（天草不知火海区における漁場計画（免許の内容等））中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
別冊 46	54	12月31日まで	12月31まで
別冊 53	19	真珠養殖業	真珠貝養殖業
別冊 90	6	天草市河浦町今富及び崎津並びに 天草市二浦町亀浦及び早浦	天草市河浦町旧一町田、今富及び 崎津並びに天草市二浦町亀浦及び 早浦
別冊 132	9 40	天草市河浦町今富及び崎津並びに 天草市二浦町亀浦及び早浦	天草市河浦町旧一町田、今富及び 崎津並びに天草市二浦町亀浦及び 早浦
別冊 155	50	翌年5月31日	5月31日